

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の概要

平成 20 年 3 月
経 済 産 業 省

1. 法律改正の趣旨

- (1) 近年、高齢者等に対し、個別クレジット*を利用した訪問販売などによる被害が深刻化している。中でも、執拗な勧誘を断り切れぬまま、大量の購入契約を結ばされる事例や、これらの悪質な勧誘販売行為を助長するクレジット会社の不適正与信あるいは過剰与信の事例が目立っている。
- (2) 一方、インターネット通信販売などの新しい分野においては、返品を巡ってのトラブルや、不当請求の手段となる迷惑広告メールの問題、クレジット会社等の従業員によるクレジットカード情報の漏えいなど、多くの消費者被害が発生している。
- (3) こうした状況に対処するため、規制の抜け穴の解消、訪問販売規制、クレジット規制、インターネット取引等の規制の強化などを内容とする特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」)及び割賦販売法の抜本的な見直しを行う。

* 個別クレジット：限度額の範囲で包括的にクレジット契約を結ぶカードと異なり、ある商品の売買時にその支払いのために個別に結ぶクレジット契約。

2. 法律改正の概要

(1) 規制の抜け穴の解消

規制の後追いから脱却するため、現行の指定商品・指定役務制を廃止し、別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う訪問販売取引等を規制対象とする。（特定商取引法・割賦販売法改正）

その上で、クーリング・オフになじまない商品・役務（例：生鮮食料品、葬儀）等は、該当規制から除外する。（特定商取引法・割賦販売法改正）

割賦の定義を見直し、現行の2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払いのクレジット契約に加えて、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象とする。

（割賦販売法改正）

(2) 訪問販売規制の強化（特定商取引法改正）

訪問販売業者に、契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、当該契約の勧誘をすることを禁止する。

訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除等を可能とする（消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外）。

(3) クレジット規制の強化（割賦販売法改正）

個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、立入検査、改善命令など、行政による監督規定を導入する。

個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止する。

訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行った場合に、個別クレジット契約も解約し、既に支払ったお金の返還も請求可能とする。

クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、消費者の支払能力を超える与信契約の締結を禁止する。

(4) インターネット取引等の規制の強化

返品の可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料消費者負担での返品（契約の解除）を可能とする。（特定商取引法改正）

消費者があらかじめ承諾しない限り、迷惑広告メールの送信を禁止する。（特定商取引法改正）

クレジット事業者に対して、個人情報保護法ではカバーされていないクレジットカード情報の保護のために必要な措置を講じることが義務づけるとともに、カード番号の漏えいや不正入手した者を刑事罰の対象とする。（割賦販売法改正）

(5) その他

違反事業者に対する罰則を強化する。（特定商取引法・割賦販売法改正）

クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度を導入する。（割賦販売法改正）

訪問販売協会による自主規制の強化を図る。（特定商取引法改正）

3. 今通常国会に提出する必要性

本法律案は、個別クレジット取引を用いた訪問販売等による深刻な消費者被害などに対処するため、関連事業者に対する規制の強化と消費者被害の実質的救済を図るものであり、早急に所要の措置を講ずることが必要。